

平成22年度 第3回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表

【再評価】

NO.	事業種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針 (原案)	備考
1	道路	一般国道9号 鳥取西道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 鳥取西道路は、一般国道9号の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を目的とした鳥取県鳥取市本高から鳥取県鳥取市松原に至る延長7.0kmの自動車専用道路である。	平成17年度 事業化	※ 事業採択後 6年継続中	事業継続	
2	道路	一般国道9号 鳥取西道路(Ⅱ期)	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 鳥取西道路(Ⅱ期)は、一般国道9号の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を目的とした鳥取県鳥取市松原から鳥取県鳥取市気高町下坂本に至る延長5.9kmの自動車専用道路である。	平成19年度 事業化	社会経済情勢の急激な 変化、技術革新等により 再評価の実施の必要 が生じた事業	事業継続	
3	道路	一般国道9号 鳥取西道路(Ⅲ期)	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 鳥取西道路(Ⅲ期)は、一般国道9号の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を目的とした鳥取県鳥取市気高町下坂本から鳥取県鳥取市青谷町青谷に至る延長6.4kmの自動車専用道路である。	平成20年度 事業化	◎ 事業採択後 3年未着工	事業継続	
4	道路	一般国道2号 安芸バイパス	一般国道2号は、大阪市から北九州市に至る延長約670kmの主要な幹線道路であり、西日本の大動脈として沿道地域の産業・社会活動や住民の生活に大きな役割を果たす重要な路線である。 安芸バイパスは、国道2号の慢性的な交通混雑の緩和、交通安全の確保、周辺地域との連携強化を図ることを目的とした延長7.7kmの4車線道路である。	平成7年度 事業化 平成19年度 再評価	☆ 再評価後3年経過	事業継続	
5	道路	一般国道2号 東広島バイパス	一般国道2号は、大阪市から北九州市に至る延長約670kmの主要な幹線道路であり、西日本の大動脈として沿道地域の産業・社会活動や住民の生活に大きな役割を果たす重要な路線である。 東広島バイパスは、国道2号の慢性的な交通混雑の緩和、交通安全の確保、周辺地域との連携強化を図ることを目的とした延長9.6kmの4車線道路である。	昭和50年度 事業化 平成19年度 再評価	☆ 再評価後3年経過	事業継続	
6	道路	一般国道375号 東広島・呉道路	一般国道375号は、広島県呉市から島根県大田市に至る延長約178kmの主要幹線道路である。 東広島・呉道路は、広島広域都市圏の経済・産業・文化の発展、都市間の連携・交流の拡大、広域交通拠点との連絡強化を図ることを目的とした延長32.8kmの自動車専用道路である。	平成5年度 事業化 平成19年度 再評価	☆ 再評価後3年経過	事業継続	
7	河川	佐波川総合水系環境整備事業	佐波川は、山口県のほぼ中央に位置し、その源を山口・島根県境の三ツヶ峰に発し、山間峡谷部を流れ、野谷川、三谷川、島地川等の支川を合わせた後、防府市市街地北部を流れ周防灘に注ぐ、幹川流路延長56km、流域面積460km ² の一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、佐波川の良好な水環境や自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	平成18年度 事業着手	※事業採択後 5年継続中	事業継続	
8	港湾	境港外港地区防波堤整備事業	本事業は、境港における港内静穏度を確保し、年間を通じた荷役作業の効率化・安全性の向上を図り、物流ターミナルとしての役割を果たすとともに、冬季風浪等から背後施設を防護するため、防波堤等の整備を行うものである。	昭和43年度 事業着手 平成17年度 再評価	☆ 再評価後5年経過	事業継続	

◎事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

実施要領が改定され「一定期間」とは平成21年度までは「5年間」、平成22年度からは「3年間」となったため年数は一定値とならない。(年数：3～5年)

※事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

実施要領が改定され「長期間」とは平成21年度までは「10年間」、平成22年度からは「5年間」となったため年数は一定値とならない。(年数：5～10年)

☆再評価実施後一定期間が経過している事業

実施要領が改定され「一定期間」とは平成21年度までは「5年間」、平成22年度からは「3年間」となったため年数は一定値とならない。(年数：3～5年)